# 厚岸町議会　平成２７年度条例審査特別委員会会議録

平成27年３月12日
午前10時01分開会

●委員長（佐藤委員）　ただいまから条例審査特別委員会を開会します。

議案審査の前に、進め方についてお諮りを申し上げます。

付託をされました議案のうち、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第38号は逐条で審査をいたします。議案第36号、議案第37号、議案第39号は章で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　異議なしと認めます。

議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第38号は逐条で、議案第36号、議案第37号、議案第39号は章で進めてまいります。

それでは、議案第33号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。

議案書48ページをお開きください。

48ページ、第１条、厚岸町事務分掌条例の一部改正でございます。ございませんでしょうか。

10番、谷口委員。

●谷口委員　あの、この条例の一番大事なところだと思うのですが、戦後の教育委員会の独立性というか、教育の中立性、そういうものがずっと保たれてきた中で、新しい制度に移動するということは、私は、非常に懸念をしているのは、その首長の権限が非常に大きく働く要素がますます大きくなるということを考えております。

教育委員会発足当初は教育委員は公選でありました。ところが、それが首長の推薦氏名というように変わってきているわけです。今回この総合教育会議について町長が指名するということになっているわけですけれども、私は、この制度自体に町長は首長として教育に対してどういう立場で臨んでいるのか、その見解をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、さきの一般質問の中でも町長が答えられていましたけれども、教育委員会に予算編成計画というようなことがありましたけれども、今後、この制度が改正されることによって教育委員会はどういうふうになっていくのか、今までどおりの機能を教育委員会が有するのか、それとも役場の維持管理に改変されていくのか、そのあたりについて、まずお伺いをしたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　今回の改正によりましての総合教育会議、最も重要な事項であると、そんなように私も認識をいたしております。そこで最も教育行政においては町長としては、教育の政治的な中立、これを遵守をしていかなければならないと、そのように考えておるわけであります。そのことを踏まえながら、協議・調整に入らなければならないという認識を持っている次第でございます。

●委員長（佐藤委員）　教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（髙橋課長）　ご質問のうちの後段の部分、今後の教育委員会の組織はどうなっていくのかというご質問ですけれども、教育委員会自体は法の改正前と法の改正後においても、機関としては、いずれも執行機関とした独立の立場で、それぞれの権限を持って職務に当たっていくということで、決して首長の下部機関というような位置づけにかわるものではございませんので、そのことについてはよろしくご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今、町長にお答えいただいたんだすけれども、やはり、なぜ教育が普遍的中立をきちっと保っていかなければならないのかというのは、やはり戦前の政治、あるいは教育行政に非常に問題があったということが根底にあると思うんですよね。それを、やはり克服していくために、政治的中立そういうものが、きちんと教育の場に位置づけられてきたものだというふうに私は思っているんですけれども、ただ、最近の動向を見ますと、いろいろな事故だとか、それから災害だとか、そういうものに対する迅速性というか速やかに対処をし切れないでいる場面が、教育現場でたびたび起こるというときに、その教育委員会と自治体の首長と間の連携をスムーズにするとか、そういうことが今回のこの問題には大きく位置づけられているように私は聞いているんですけれども、そういう仕組みを改善していくだというのが、今回の大きな問題なように私は考えているんですが。

　ただ、そう言いながらも、その一方で、例えば全国学力テストだとか、そういうことに対して教育委員会の方針と首長との間の見解の相違というか、そういうものをなくしていこうということで、首長が教育行政に非常に圧力をかけるというようなことが、たびたび全国では見られるわけですけれども、そういうことに対しても、やはり私は教育現場がどういう立場で教育に臨んでいるのか、そういうことに深く介入することに対しても、私は非常に疑問を持ちますし、上からの圧力に屈するというか、そういうことがたびたび起きるような教育行政が進められること対しては、非常に私は懸念を持っているんですよね。そういうことを私はなくして、あってはならないことだというふうに思うんですよ。

　そういうことで、教育行政の進め方については、やはり今までの機能だとか、ある

いは権能だとか、そういうものがきちんと維持される中で大きな問題が起きたときには、それぞれ連携が図られると、そういうものでなければならないというふうに、私は思っているんですけれども、そのあたりをきちんと維持していただけるのかどうなのか、首長としても、そういう見解にあるのかどうか、そのあたりをお伺いをしたいと思っています。

それから、今、教育委員会の管理課長のほうから、教育委員会としての機能は、今までどおり維持されていくんだということになりますけれども、そのあたりについては、やはり教育行政がやっぱり独立した機関としてきちんと役割を果たしていけるような立場にあるのかどうなのか、維持できるのかどうなのか、そのあたりついては、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

教科書の採択、または、人事と、それから先ほど申し上げました政治的ということ、これについては、やはり今までどおり教育委員会の責任で教育行政を推進すべきであるという認識を持っております。それと同時に、総合教育会議においても、やはり厚岸町がこれから進もうとする教育行政、お互いに共有しなければならない、そういう認識を持っておるわけであります。

また、今、委員からお話がありました教育会議の設置された目的、そのとおりなんです。ある県におけるいじめまたは虐待等、いろいろな児童生徒を取り巻く問題が起きたわけであります。しかしながら、その問題を解決するに当たっては、やはり迅速に解決をしなかった、ある県においては、教育委員会が機能しなかったという事例もあるやに承っておるわけであります。そういう場合においては、やはりそういう事故・事件が起きた場合には迅速や解決、対応をしなければならない、こういうに考えておりますので、そういう面における総合教育会議のあり方というものも十分認識をしながら対応していかなければならないと、そういうふうに考えております。

●委員長（佐藤委員）　教育長。

●教育長（富沢教育長）　教育委員会が今後どのような形で機能していくかというふうな問題かと思いますけれども、従前もそうですけれども、教育行政というのは、今、町長がお話をされたとおり、いろいろ形で町長権限の部分非常に多いわけです。学校建設含めて、いろいろな部分、例えば人的な配置の部分についても、町長部局にお願いをする中で支援員を増員したりというふうなことというのは、常に教育委員会だけでできることではない部分が非常に多いというふうに僕は思います。そういう意味で言うと、いろいろな形で今までも相談をしてまいりました。これはうちの町に限らず学力テストの結果公表等々についても、教育委員会の考え方を示して、それを町長にご理解をいただいているというふうな部分もございますし、また、先ほど話が出ました教科書問題等については、逆に言うと一切教育委員会に権限を任せていただく中で、これは逆に言うと、

教育長の権限ではなくて教育委員会の権限ということで、教育委員会会議を開催して決定をするという形をとっているということで、厳格にその部分については、今までも守ってきたというふうに考えておりますし、今後についても、先ほど課長から話しありましたけれども、権限については、今回の法改正の中でも変わっていないというのが実際でございますので、この点についてはご理解をいただきというふうに思います。

●委員長（佐藤委員）　他に、１条ございませんか。
　９番、南谷委員。

●南谷委員　さすが10番、谷口委員、教育行政プロでございますから全く私も同意をして、考えさせていただきました。
　２回一般質問をしておりますので、細かい部分になるかもしれないんですけれども、基本的な考え方については、谷口委員と厚岸町のそれら教育というものに同意しているものに変わりはございません。
　町長、一党一派に変わりなく公正に取り組んでいかれる、また、教育委員会の新教育員というものは従来の権限というものを保持して、しっかり取り組んでいかれるということで確認をさせていただきました。その上で若干お尋ねをさせていただきます。
　新教育長なんですけれども、総合会議の内容でございます。町長の指名によるということなんですけれども、その従来、教育長の選任、議会でもかかわっておったんですけれども、新たな新教育長の選任については議会との関係は、改めて確認をさせていただくんですが、どうなりますか。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　お答えをさせていただきます。
　これまでの教育長の指名につきましては、まず、教育委員会の委員としての町長からの議会への提出に基づいて、議会での審議と決定を、その後に教育委員としての身分の中において、教育長が決定をされるということでありましたが、この法改正によって、今度は、教育長として議会での議決をいただくことになります。ですから、これまでは教育委員会委員としての身分と教育長の身分ということでありましたけれども、これからは教育長としての身分として教育委員会ということなります。

●委員長（佐藤委員）　９番、南谷委員。

●南谷委員　そうしますと、新教育長の選任について直接議会が決定権を持つというふうに理解をさせていただきましたので、その分、町民の代表である議員は責任を持って決していかなければならないというふうに認識をさせて、ある意味、民意が反映されるのではないかと、かように理解をさせていただきました。
　委員長、総合教育会議の今確認をさせていただいたんですけれども、後の条例、そのことによってそれぞれの身分の条例の改正になっていますので、広がるんですけれども、

お許しをいただきたいと。

私なりに調べさせていただいたんですけれども、例えば、第２条なんかでは、よく常勤の一般職、常勤の特別職ということを言われるんですけれども、今までと新教育長は、この条例に関連してどうなっていくのか、立場、町長その三役というものはそれぞれ特別職ということで、その法令の中で身分というものを整理されているんですけれども、まず、この辺のついてきちっと整理をしていただきたい。旧教育長の立場というものが、今まではこうだったんだけれども、今度は新教育長になることで、身分というのはどうなるんだということを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　お答えをさせていただきます。

これまで旧教育長につきましては、今回この議案第33号での提案理由でも申し上げましたとおり、常勤の一般職の身分でありまして、今後につきましては常勤の特別職、特別職ではあるんですけれども、町長、副町長とは違って、常勤の特別職という身分になります。

●委員長（佐藤委員）　９番、南谷委員。

●南谷委員　そうすると、町長と常勤の特別職というのは何が違うんですか。その辺、もうちょっと教えていただきたいと思います。

それから、今まで教育長のほかに教育委員会委員長というのがおられたんですよ。それで、期限が来るまで就任をされるわけでございますが、本人にすればせっかく頑張ってきたのに残念だなという思いもあろうかなと思うんです、私は。教育委員会の委員の皆さんの意見として、今回の国の動向というのが急に降って湧いたように来ました。そうしますと、教育長なり町長からの提案がありましたんですけれども、教育委員会の皆さんの考え、この辺は今回のこの条例提案に当たって、どのようにとらえて、どう理解をされて、意見とかなかったんでしょうか。よかった、よかったと言っているのか、その辺はわかりませんので、実際に現有の教育委員会の委員の皆さん、それぞれ委員長さん含めて自分の立場がなくなるわけでございますから、権限が、どうなっていくのか、その辺も含めてご説明をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　まずは教育長と、それぞれ町長、副町長と同じ特別職ではあるけれども、どうやって違うのかということでございますが、町長、副町長については非常勤という職員になります。教育長については常勤の特別職ということで、これはそれぞれの法律によってうたわれている部分でありまして、そこが違う部分と。それともう一つ、任期が、町長、副町長については４年、新教育長については３年というふうに法律で定められているところであります。

●委員長（佐藤委員）　教育長。

●教育長（富沢教育長）　今回の制度改正に当たっての教育委員会の、もちろんそれぞれの教育委員会いろいろな考えあろうかと思います。うちの教育委員さんたち含めて北海道でも、いろいろな意見交換をしておりますが、一つ考えているところは、やはり委員長としての皆さん方のご意見というのが、今までの教育委員会ではかなり重い立場として受けとめられてきたという事実があります。

その中で、今後、教育長一本の中で組織をつくっていくのか、あるいは当面の間は委員長部会というのを残す中で組織をしていくけれども、今後についてはどうしようかというふうなことも考えております。

一つには、今回の改正、ある意味ですね、全体の中では言ってみると教育委員会の中では若干不満があるというか、私たちの教育委員会の中で、今まで言われてきたような迅速性に欠けるなり、決断力に欠けるなりということがあったとは思っていないというふうに考えている教育委員長さんたちも、私は当然たくさんいらっしゃるだろうというふうに考えております。

ただ、国会の中でこういうふうなことに決定されたという中にあっては、もうこれの中で最善を尽くすしかないということでございますけれども、今までの委員長さんには非常に力をいただきましたし、そういう意味では残念に思っている部分も教育委員会の中では、あるのではないかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員）　９番、南谷委員。

●南谷委員　広がりすぎると怒られると思いますので、一般質問でそれだけ教育委員会の重要性というものがここでも問われておるわけでございますから、私は、今後教育委員の定数というものも広く町民の民意を反映するという意味では、やっぱり考えていかなければならないのではないかと。道内では、札幌市とか何カ所しかないというお話も伺いました。ですけれども、やっぱり厚岸町は人づくりだと、町長は明言されておるわけでございますから、この辺もぜひというわけではないんですけれども、一考してみる必要はあるんでないでしょうか、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをいたします。

そういう考えを持つことも大事であろうかと思いますが、実は、教育委員の数というものが法律で決まっているんです。ということで、決まっておりますので、その会議においても首長と教育委員会という中で組織をするということに相なっておりますので、その点はご理解いただきたいと思います。

ただし、教育委員の選任については、父兄の方を１名選任することが望ましいという考えがあるわけでございまして、そういう点を考慮しながら教育委員の選任をさせてい

かなければならないと思います。そういうことで、厚岸町としては条例で５名ということに定めておるわけでございます。

ただし、今、法令に基づかない５名以上ということになれば、条例を定めて以上を設けることができるということに相なっておるわけでありまして、今言いましたように、原則としては法律で決まっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　９番、南谷委員。

●南谷委員　今の答弁では納得できませんよ。ちんと答えてください。あんね、法律で決まってないから、僕は勉強不足だったなと思ったわけですよ。それで、納得しましたよ。だけど、条例で定めればと僕は勉強してきたんです。だから広げれと言っているんだけれども、検討するのかしないのか、答弁していただきたい。

●委員長（佐藤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　まあ、そのことについては、余りむきにならないようにお答えいただきたいと思いますが、ただ、私の考え方も法律を基準にしてお話ししたわけでございまして、しからば今後どうするのかということであろうかと思いますが、そのことについては、初めてのお話を受け賜ったわけでありまして、今まではあくまでも行政等の法律に基づいて５名ということで維持してきましたので、行政委員会としての役割を十分果たしてきていると、そのように考えておりますので、ふやすかどうかについては、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　よろしいですか。ほかに、第１条、ございませんか。

８番、竹田委員。

●竹田委員　教育行政というのは全く素人でわかりませんけれども、今回のこの法律の一部を改正する部分について教育委員会としては、例えばメリット、デメリットというのはあるのかどうなのか、このことについて何か特別問題視されるようなことがあるのかないのか、その辺を総論的にざっくりと教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　教育長。

●教育長（富沢教育長）　教育委員会の立場として、どういうふうに考えるかということでお答えをさせていただきます。

まず、一つは、町長の答弁の中にもありましたけれども、何か事件があったとき、あるいは重要な関係があるときに、法律の形として、その総合教育会議というものが設けられたということは、一つには、連携をとっての話し合いが持てるということはメリットではないかなというふうに思います。

それともう一つ、大綱をつくる中で、先日もお話をさせていただきましたけれども、教育委員会としての最重要課題等々についても首長とお話しする機会ができたということですので、その中での予算作成への働きかけ等についてもメリットの一つではないではないかなというふうに思っております。また、デメリットの点でありますけれども、教育委員会というのは、いわゆるレイマンコントロールという中で、もともとアメリカから取り入れた組織ですから、教育委員会というのはいわゆる一般町民、素人の人たちがどういうふうに考えるかと、それをプロとしての教育長がどのように行政に生かしていくかというふうなことが、教育委員会の本来の趣旨だろうというふうに思うんですよね。それが今回教育長が教育委員会の議長役を担うということについては、いわゆる本来的な教育委員会をなぜ素人の人たちを集めてやるんだという趣旨からは、私は若干外れるのではないかなというふうな気持ちは、実は持っております。

というのは、もともと言いますと、この組織はアメリカの場合は教育が先にあって、結局町ができる前に子ども達がいる。ですから、お金を出し合って教育をさせる。そのときに、その教育を見るためにそこの住民が集まって教育委員会をつくって、優秀なプロを雇って、あんたたちやりなさいというのが本来的な教育委員会なんですよ。そこから言うと、本来的にはやはり町民から出た人が議長をするほうが、私自身は本来的な意味でのレイマンコントロールに当たるのではないかなというふうには思います。そこを行政側の教育長が議長をするということは責任の問題とは別な意味で、その組織としてどうだろうかなというのは疑問には感じております。

この辺が、今後どのような形で教育委員会議が開かれていくのかというのは、まだどこの委員会でも行ってないことですから、まだ計り知ることができないですけれども、若干その点については危惧を持っているところであります。

●委員長（佐藤委員）　８番、竹田委員。

●竹田委員　　あの、総論ということで、総体的な部分でお聞きしたんですけれども、今の話を聞く、総論的に今話を聞いた部分については、何らメリットデメリットが、どのように総論的に話しされるのかなというふうに思ったんですけれども、メリット性のほうがもしかしたら大きいのかなという総論的に、今若干感じたんですけれども、そういうふうに受けとめてもいいのかどうかということですね、メリットのほうが大きいよと、デメリットのほうが小さいよというふうに、私は今の総論を聞いて感じたんですけれども、そのように受けとめてもいいのかどうか、それをまず一つお答えしていただきたいのと、ちょっと聞きづらかったんですけれども、レイマンコントロールというのですが、ちょっとその言葉をもう１回教えてください。

アメリカの教育と日本の教育が若干ずれてくるんだろうということも若干わかりました。最終的にそのメリット性が大きいのであれば、大した心配することはないよというふうに受けてもいいのかどうなのか、その辺をもう一度聞かせてもらいたいと思います。

それから、私は、逆に大変忙しい首長でありますので、またそこに一つ仕事がふえる、町長の仕事がふえることについて大変だなという認識をしているんですけれども、その辺をこれからのいろいろな法律改正によって何でもかんでも首長に、首長に、首長にと

いうふうになってくると、これは大変な首長の役割が大きくなると、その辺の心配を首長としてはどういうふうに思っているのかを、総論的にお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　今期まで首長が行っております一般行政初め業務の中で、忙しい中で、さらに忙しくなるのではないかというご指摘かと思いますが、それはそれとして、やはり総合教育会議というものが設置されたわけでありますので、その責任は極めて大きい、そういう認識をいたしております。特に、会議を招集するのは首長であり町長であります。多忙である中でもしっかりとその責任の重さを認識しながら、教育会議をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきと存じます。

●委員長（佐藤委員）　教育長。

●教育長（富沢教育長）　先ほどもお話しいたしましたけれども、メリットという面では先ほど言ったように、一つには教育委員会の責任体制が明確化されるという部分はあろうかと思います。今まで委員長が責任者、そして教育長は事務のまとめというふうな形の取り扱いだったところが責任者が教育長になるという中では、責任体制の明確化、そして先ほども言ったように、事件事故等々に遭ったときに迅速に対応するための組織ができたというあたりは、メリットなんだろうというふうに思います。

　ただ、先ほども町長おっしゃっていただきましたけれども、やはり教育行政の中立化というものをいかにしっかり守っていくかということを念頭に置く中では、有効に生かしていける改革ではないかなというふうに私自身は考えております。

　レイマンコントロールというふうに言いました。これは先ほど言ったように、いわゆる素人の人たちが一般町民がその行政のことを討議をして、その教育のプロにどういう仕事をさせるかというふうな意味でつくられた組織ということでございます。

●委員長（佐藤委員）　あとよろしいですか。

　他に第１条ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。

　第２条、厚岸町職員定数条例の一部改正です。

　以上、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。

次に、議案書49ページ、第３条、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　進みます。

第４条、厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　進みます。

次、議案書49ページから50ページ、第５条、特別職職員の給与に関する条例の一部改正です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　進みます。

第６条、厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の一部改正です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。

附則の１、施行期日、附則の２、経過措置、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、総体的にありませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　議案書、51ページをお開きください。

次に、議案第34号　厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。

厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、附則１、施行期日、附則２、経過措置。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　次に、議案書52ページをお開きください。

議案第35号　厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。

第１条、趣旨、ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員　あの、もっと簡単に教えてほしいんですけれども、この条例ができることによって何がどう変わるんですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。
　提案理由でも申し上げましたけれども、今まで国が定めていた部分を町の条例において規定するという内容でございますので、今、この部分については包括的支援事業ということですけれども、厚岸町においては厚岸の地域包括センターの部分の事業に対する影響はないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　今までは、国のほうの方針はあったけれども、それに基づいて厚岸町は事業を進めてきたと。今度はこの条例によって同じ事業を進めるので、事業内容には変わりがないということでいいんですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（佐藤委員）　他に第１条はございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。
　第２条、定義、ございません

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第３条、包括的支援事業の基本方針、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第４条、地域包括支援センターの職員にかかる基準及び当該職員の人数、ございませんか。
　９番、南谷委員。

●南谷委員　ここで、若干お尋ねをさせていただきます。
　これは職員の規定だと理解をさせていただきました。第１号被保険者の数、65歳以上の方々、おおむね3,000人から6,000人以上、その（1）（2）（3）とあります。厚岸町の高齢者の数は3,100人ぐらいというふうに理解をしておるんですけれども、実際に厚岸町に当てはめた場合、これは国の基準を持ってきてこういう定め方をされてますよね。ですから、現在厚岸町の人口からすると、どういう立場にあって、それぞれの保健師さんや、社会福祉士さん、（3）これらがそれぞれクリアしている状況だと思うんですけれども、

その実態についてお尋ねをさせていただきす。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。

おっしゃるとおり、厚岸町におきましては、今、この保健師、社会福祉士、主任介護専門員、それぞれ１名を配置しなければならないということですけれども、これらについては法令上の基準で配置しております。現在、包括支援センターには５名配置されておりまして、運転手が１名、社会福祉士が１名、主任介護専門員の資格を有している者が２名おります。

今お話しした運転手１名、社会福祉士が１名、主任介護支援専門員２名と、もう１人介護支援専門員が１名いて、全部で５名配置になっております。

●委員長（佐藤委員）　９番、南谷委員。

●南谷委員　まあ、そうすると現在でも十分な対応をされているということでございますね。委員長、すいませんちょっと広げさせてください、ちょっとだけです。

この条例全体で、私、今回の審議なんですけれども、国は基準以内でということで厚岸町にもこれを定めたわけでございますが、参酌基準、理由があれば地域が実情に合わせてという部分があるんですけれども、理解をさせていただいたんですけれども、本町としては、どこまで反映されたのか、この辺の取り組みについて、100％同じではないのかなというふうに理解をしたんですけれども。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　今回の条例の制定に当たりまして、議案第35号の説明資料のほうをごらんになっていただければと思います。この中でいきますと、今回の包括支援事業につきましては、人為基準につきまして国の基準どおりに従うべき基準という形になっております。基本的には同様に定めるということで、今回定めるような形としたいというふうに考えております。

次の３条の部分、それから５条の部分、そして条項でいきますと１条、２条、この部分につきましては参酌すべき基準という形になっておりまして、町長の裁量で地域の事情に応じて独自に設定をするという許容がされている部分の参酌すべき基準については、基本的には現行の基準において支障なく実施している状況もありますので、特に、国の基準から変えることなく定めるというふうに考えていたところでございます。

●委員長（佐藤委員）　よろしいですか。

12番、室﨑委員。

●室﨑委員　４条の１号、２号、３号にその他これに準ずる者という規定があります。こ

の定義について教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。

まず、保健師に準ずるものといたしましては、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まれておりません。これが保健師に準ずる者という規定になっております。社会福祉士に準ずる者といたしましては、社会福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上あって、または介護専門員の業務経験が３年以上ある者と、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者と規定をされております。

主任介護士専門員に準ずる者でございますが、これにつきましては、ケアマネジメントリーダー活動等の支援事業の実施及び推進についてに規定されておりまして、ケアマネジメントリーダーの研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有して、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員の支援等に関する知識と能力を持っている方というふうになってございます。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　今の定義の根拠、これは何ですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。

保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　失礼いたしました。

基準につきましては、施行規則第140条の66第１項、第２号に各職種を置くこととされておりますが、準ずるものにつきましては、国の解釈通知と言われます地域包括支援センター設置運営についてというところで、国が示している通知の中で準ずる資格について記載があることになっております。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　あの、実務を進めていく上での参考となるもの何とか規則とか、参考していますが、いろいろあると思います。今、私が聞いているのは条例制定の問題なんですよ。

条例制定として書いた字句が、そのように解釈しなければならない、あるいはどのように定義する、準ずるものなんていうのは非常に規範的規定ですから、どこで定義するのかということなんですよ。今お聞きしていると、その何とか規則、それは自動的にこの解釈を決めるんですか、条例の解釈を。条例を制定する上で尊重すべき基準であるというのはわかります。だけども、それがどっかにあるから膨大な国の省令だとか、政令だとかというものの隅っこにちょこっとあるから、それで、厚岸町が条例を制定するときには何も言わなくても、そこの定義がそれで決まってしまうんだというのは、どういうわけなんですか。よくね、定義規定というのがあるでしょう、条例をつくるときに。そういうものも必要としないのはなぜなんですか、そういうことです。

●委員長（佐藤委員）　休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時35分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
副町長。

●副町長（大沼副町長）　大変申しわけございません。
ただいま12番委員さんからのご指摘でございますが、国の基準に従うべき基準ということで、条例上はこのように規定をさせていただきましたが、ご指摘のとおりその定義、これがこの条文だけではよく読み取ることが難しいだろうということでありますので、規則を別途設けさせていただいて、こちらのほうに先ほど保健福祉課長のほうから答弁させていただいた保健師に準ずる者は、以下社会福祉士、主任介護専門員、これらに関する定義について、別途そのような形で規定をさせていただきたいと、そのように存じますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　よろしくお願いいたします。それでですね、あえてひとこと苦言を提する訳でございますけれども、この地方分権一括法の趣旨というものをやはりきちんととらえてほしいと思います。それは簡単に言ってしまえば、あんたのほうで決めなさいと、こういう条例を幾つも、今回も大変忙しい思いしてつくっていると思いますので、それはあんたほうで決めなさいと、だから町で権限が委譲されるというのは、そういうことです。私のほうで条例をつくりますということです。
ただ、そのときに国は国の思惑があって、こういう基準でいきなさいと、こういう基準を参酌しなさいということはいろいろあるんだと思います。だけど最終的にはそれを参考にしたり、あるいは見習ったりして、あんたほうで決めなさいと言ってるんですよ。だから、この36号の資料をいただきました。最後には、定めるものとして参酌するもの

とすると書いてますよね。だから定めるということが第一なんですよ。その点趣旨を、これからもいろいろあるかと思いますので、きちっと倣って進めていただきたいと、そのように思います。

●委員長（佐藤委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　あの分権一括法の趣旨、それから、条例の制定権というものを過ちのないように、しっかり押さえて対応してまいりたいとそのように考えます。

●委員長（佐藤委員）　他に、４条ございますか。
　６番、堀委員。

●堀委員　私も、12番さんと同じような内容で聞こうと思っていたんですけれども、大体の聞きたいことは先ほど来の議論の中でわかったんですけれども、ただ、先ほど副町長の答弁で規則で盛りたいと言ったんですけれども、そうするとこの条例の中に規則への委任条項というのを入れなくてもよろしいんでしょうか。それについてはどう考えていますでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　条例のほかに規則の委任事項がなければならないというものではないと思います。規則で先ほども答弁させていただいたとおり、明文化するということで解釈が、例えば担当の者によって、あるいは担当者が変わって拡大解釈したり、どうのこうのということがないように定めることができるというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員）　６番、堀委員。

●堀委員　そこら辺難しいとかなと思うんですよね。この条例だけを見たときに、その規則の存在自体が、私、わからないんですから、例えば、別に定めるとかとなると、ああ別にあるんだなというふうにわかるんですよ。ただ、そういうのもない中で、ただ単に規則をつくっても、その規則の存在というものが全然わからないというふうになれば、やはり、そこが条項というのが入れるなり、そういうようなものが必要じゃないのかなと思うんですよね。そうじゃない、この条例だけで厚い例規集の中の、どこかにあるかわからないような規則が見ることができるんだというんであれば、どのような形で読み取ることができるのか、私たちの頭だとちょっと、例えば10年後にその規則があるのかどうなのかという記憶自体もあいまいになってくるんですね。その存在自体が危ぶまれるようではいけないんじゃないのかなというふうに思います。それについてはどうなんでしょう。

●委員長（佐藤委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　今、こちらの方で考えているのは、今回のこの条例につきましては、厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例ということの表題になっております。この第４条での見出しにつきましては、地域包括生活支援センターの職員にかかる基準及び当該職員の委員数となっておりますので、この委員規定を設けない中で、この地域包括支援センターの職員に係る基準を定める規則ということで、当然この条例の引用条項というものも、そちらの規則にうたわれることになるかと思いますけれども、そういった形で規則で先ほどのこれに準ずるものを定めていきたいというふうに考えております。当然つながりは出てくるものということによって解釈をしております。

●委員長（佐藤委員）　６番、堀委員。

●堀委員　厚岸町の条例自体では規則への委任というのはたくさんあるわけですよね、町長が別に定めるとかという委任条項、町長への委任条項だって当然あるわけなんですから、なぜこれだけがいう話には当然なるんですよ。ちょっとそれだけで本当にやるのは乱暴過ぎじゃないのかなというふうに思うんですよね。素直に、ここは修正なり訂正なりと、委員会なんで、まだこの中ではどのように扱うのかというのは分からないんですけれども、やはりそのような形の中でなければいけないのじゃないのかなと、私は思うんですよね。じゃなければ、ほかの条例や何かの中との一般的な条例との整合性だってとれなくなるでしょうし、全てがそういう規則委任というものが別に定めていなければ、じゃ、この規則委任は何なんだとかとかなるんですから、ここはやっぱりちょっと理事者側にも、もう一考必要じゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　あの、厚岸町の例規類集で全部で800本以上の例規がありますが、全て委任規定を設けている条例かと言うと、そうではありません。ただ、しかし、今、６番委員のおっしゃることも参考にさせていただいて、委任規定を設けさせていただくという形で、この議案を修正させていただきたいと、そういうふうに思いますので、後の取り計らいを委員長よろしくお願いをしたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　答弁では納得していただけましたか。
　休憩します。

午前11時45分休憩

午後１時03分再開

●委員長（佐藤委員）　ただいまから条例審査特別委員会を再開いたします。

本委員会にて審査中の議案第35号　包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてに、議案の訂正がありましたので、この訂正を含め審査を継続したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　異議なと認めます。
よって、本訂正も含め議案第35号の審査を継続することに決定いたしました。
それでは、議案第35号の第４条から審査を続けます。
他にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ進みます。
第５条、適切、公正かつ中立な運営の確保についてでございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、第６条の委任でございます。
ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ進みます。
次に、附則でございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

●委員長（佐藤委員）　次に、議案書54ページをお開きください。
　議案第36号　厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。
　議案第36号は、逐条ではなく章で進めてまいります。
　第１章、総則です。
　条文は、第１条です。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、55ページに進みます。
　第２章、指定介護予防支援の事業の基本方針です。
　条文は、第２条です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、次に、55ページから56ページに進みます。
　第３章、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準です。
　条文は、第３条と第４条でございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、同じく56ページから63ページにかけて、第４章、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準です。
　条文は、第５条から第29条までです。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、次に、63ページから69ページにかけて、第５章、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準です。
　条文は、第30条から第32条までででございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、同じく69ページ、第６章、基準該当介護予防支援の事業に関する基準です。
　条文は、第33条でございます。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ進みます。
　附則でございます。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
　お諮りいたします。
　本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　議案書70ページをお開きください。
　次に、議案第37号　厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。
　議案第37号も章で進めてまいります。
　第１章、総則でございます。
　条文は、第１条から第21条までで、ページは70ページから77ページになります。ございませんか。
　６番、堀委員。

●堀委員　なかなか難しい条例なんで、ちょっと聞くことが間違っていたらば指摘してもらいたいんですけれども、総則のところで第15条に食事というのがあります。16条に食事の提供の特例というものがあって、第１項、第２項があるんですけれども、第２項には搬入施設というものがあって、第２項の第１号は連携施設、連携施設というのは第６条に定める施設なんでしょうけれども、例えば厚岸町の場合、これらの連携施設となると認可保育所でのつくった食事を、例えばこういう家庭的保育事業等を行うところに搬入することかできるのかなというふうにちょっと読んだんですけれども、そうしたときに、逆に言うと、受けるほうはこのようにこの規定でいいんでしょうけれども、その保育所が出す側として、規定の整備や何かというものが必要ないのかどうなのか、それに

ついてお聞きしたかったと思います。

それと、ちょっと戻って、15条の第１項、第２項、第３項から第５項まであるんですけれども、見ると国の基準を使うというふうに資料とかもなっているんですけれども、

ここに地元食材などを使うことの努力義務を足したりというふうな、町長が執行方針でも言ってますけれども、域内循環を促すようなものを入れることというのができなかったのかと、中小企業の振興条例何かもあります。厚岸町内で行うそういう消費活動等にかかわるものとかといったときには、地元食材や地元の企業を地元で売っているものとかをできるだけ配慮して使うとかという、そういうようなものを新条例の中で盛り込むというものも、やはりこれからの厚岸町の中小企業の振興、そして地元食材の利用を図っていくというものを町民にもアピールしていくためにも、そういう規定というものが、やはりこれから新しくつくる中で盛り込めるところというものは盛り込むべきではなかったのかなと思うんですけれども、そのような配慮というものができなかったのか、それについてお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後１時13分休憩

午後１時15分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。

給食の関係でございますけれども、町が出す側になった場合につきましては、当然、今、保育所の給食なり学校給食なりは外部に提供するというふうな規定がなされておりませんので、もし、そういう必要が生じたときには例規の整備が必要ではないかなというふうに考えます。

それと地元の食材の使用を盛り込むことはできなかったのかというご質問ですけれども、この部分につきましては、従うべき基準ということで、今回の条文には盛り込まないことになっておりますが、当然、今、給食センターなり各保育所でも地元食材の使用というのは言われてますので、その辺につきましては配慮してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員）　６番、堀委員。

●堀委員　ただ、まず食事の提供といったところではそのように、これからこういう事業が厚岸町で起きても、即対応がそれでは今の段階ではできないという、それらの今度ですね、逆にちょっと保育所側の提供する側の規定をつくってからではできないという条件がついてしまいますよね。やはりそうじゃなくて、こういうものをつくったときには

同じくして、やはりそちらのほうの規定も変えた中で、いつでもこういう事業ができるんだという体制をとるべきだったんじゃないのかというふうに思うんですよね。

それについては、今すぐに確かに事業者という者が申し出があるというふうに、私は聞いていないんですけれども、もしあったときといったときに、そうじゃなくてやはりあらかじめ規定の整備というものは考えておいてもらわなければいけないのかなというふうに思いますので、お願いいたします。

また、地元食材については、基準としてはそうなんですけれども、ただ、下のほうにはたしか参酌するということで運用的なものは参酌基準というものにもあるとは思うんで、何がなんでも国の従うべき基準だけじゃなくても、下の運用の中での参酌基準の中で盛り込むこともできたんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

これについてはほかの条例や何かでもそうなんですけれども、やはりこれからの条例制定の中で、中小企業の振興といったものを各課町職員の皆さん方が、やはりしっかりと認識を持った中で少しでも域内循環や地元の振興に役立つような、そういう条例の整備というものを、ただ基準だけを盛ってきたらいいというものじゃなくて、せっかくつくったときには厚岸町として、今こういうことをやろうとしているんだというアピールになるような条例制定というものを、心がけていただきたいなというふうに思います。

先ほど言ったとおり保育所側の規定の整備というものも、やはりきちんと考えてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　はい、答えたいと思います。

今、おっしゃった、もし提供するとなった場合には、可能となった場合には当然そういうものを整備すると。それ現に多分保育所をやりたいとなったときには、すぐ明日からやるという形でないので、事前にこういうことをやりたいというふうに当然申請なり要望なりがありますので、その際に内容を精査して対応できるかできないかと、そういう整備が必要か必要でないかということを考えてまいりたいというふうに考えます。

それと地元食材の関係ですけれども、おっしゃるように重要な部分でありますので、その辺につきましては、運用の中で考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　まあ、新しい制度というか、この結果的にはきっと大都市等の保育所等が非常に不足しているというのが、こういうのを求めてきているんではないのかなというふうに思うんですけれども、家庭的保育事業これを立ち上げるためには相当の厳しいハードルがあるのかどうなのか、内容は非常に多岐にわたってますよね、小さなものから、あるいは本当に家庭を訪問して保育をする。

今までも厚岸町内でも、保育所があっても十分に父母のニーズに応え切れなくて、結果的には２次保育、３次保育をしなければならないというようなことを、今はしている

かどうかちょっと私自身押さえてはいないんですけれども、そういうことが行われてきた経過がありますよね。そういう中で、例えば自分の家というか、そういうところで保育をする、あるいはういうところを提供して何人かを保育する、あるいは保育の専門家という方が出かけていって子どもの家で保育をすると、そういうことを可能にしているのがこの内容ではないのかなというふうに思うんですけれども、それらを立ち上げるには相当の基準があって、それをクリアするには専門家がどのくらい必要なのかとか、そういうことはきちんとしているのかどうなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　これらの事業を行うに当たりまして、手続等ですが、基本的には基準上保育士の方がいることで、一定の研修を受ける必要があるということと、事業を行うに当たりましては、一つは、この事業の届け出と許可を取る必要があってできます。事業を行うに当たりましては、許可と届出が必要な状況になっております。許可そのものにつきましては、町内ですと町に対して許可を取ることと、もう一つは、都道府県知事に対して第２種の福祉事業ということで届け出が別途必要になることになります。その上でさら、これはこの後出てくる特定教育保育施設の条例のほうになってきますが、事業を行う対価としてそれにかかる費用を収入とする場合に、その請求の届け出というのが別途必要になるということで、いろいろな手続を行うことと、もう一つは、事業を行う方が資格を持っている、必要な研修を受けているというハードルがあるという状況になっております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　あの、今ね、補佐が説明されましたけれども、この第３表に改定基準の目的だとか、それから第５条は一般原則だとか、それから職員の一般要件だとかというようなことがずっと書かれているけれども、今説明されたようなことは、ここにはないんですよね。届け出の義務だとか、そういうものはこの条例には必要のないもの、やはり子どもの命を預かったりするわけですよね。そうした場合には、やはりそれなりの基準みたいのをきちんとこの条例の中に示しておく必要があるんではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうものがなくて、それと次の議案とも関係してくるということになると、やはり非常に我々にはわかりづらい内容ではないのかなというふうに思うんですよ。

　条例が二つあって、こちらではこういうふうに書いている、ここまでは書いているけれども、その後、さらに細分化したものは次の条例でないと分からないんだというような条例では、私は困ると思うんですよね。やはりボランティアみたいな今の課長補佐の説明だったら、もし保育料等の利用料を徴収するんであれば、こうだというふうな話なんですけれども、そんなボランティアみたいなことでやれるだけの余裕のある事業所、今、中小民間企業の活力を利用してというふうな話なんですけれども、それだってボランティアみたいなことはできないと思うんですよ。そのあたりをきちんとこの条文に明

らかにして、こういうことができるんだということ、あるいは例えば、今、認可保育所があるけれども、無認可でこういうことをやっているとか、そういうこともこのこの辺ができることによって、そっちできちんといろいろなことをクリアしていくことができるんですよとか、そういうものでなければならないのではないかと、そういうことがある意味目的だったんではないのかなというふうに思うんですよね。

一般的な託児施設だとか、そういうところで事故等が起きたり、そういうことをきちっと防いでいく、そういうことも含めて対応できる内容にするためにこの法律改正、そして、それに基づく条例の制定が行われていくんだというふうにならないと困ると思うんですが、そのあたりではどういうふうに考えていますでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時34分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。

保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　時間をいただきありがとうございました。

今回、条例を上程させていただいた内容につきましては、家庭的保育事業にかかる事業の設備と運営に関する基準のみの部分ということになりまして、事業を行うに当たり、それにかかるほとんどの部分をこの条例で定めるということにはなっていない状況になっております。それは、今回、新たな制度を国が設定する際に市町村条例で定める委任をこの部分、基準についてのみされたということで、条例につきましては、この事業にかかる設備運営に関する基準を定めることとなったという経過になっております。

さらに、手続についての関係法令のところでは、特に家庭的保育事業につきましては、児童福祉法において、一つは、児童福祉法の34条の15というところで、今回はその部分までは資料にあらわしていないと思われます。

今回、条例を上程させていただくに当たりましては、条例に関係する部分ということで、その他について資料提出をさせていただいていないという状況になっておりますので、おっしゃるとおり手続等に関する部分がわかりづらいということなのかなと。手続につきましては、児童福祉法に定められているという状況になっております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　あの、手続も含めて、こういう文言が家庭的保育事業でできるんですよということを示したのは、この条例だというふうに理解すれということなんでしょう、我々に、違うの。そうではないの。それでは、これは何なんですか。

●谷口委員　保健福祉課長補佐。

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　この条例につきましては、先ほど渡させていただきましたとおり国が定めている基準から市町村にその基準を条例で定めることと、委任された部分のみの内容になっております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　だということは、この家庭的保育事業について、これだけは市町村で条例で定めなさいということを決めた内容だということでしょう。だけれども、そう言いながらも、手続等は市町村に申請をしなければならないというふうに、今おっしゃっていましたよね。そして、道府県かそういうところの許可が必要なんだというふうな説明だったんですけれども、そういうふうに私理解したんですけれども、いいですか、間違いない。

●谷口委員　保健福祉課長補佐

●保健福祉課長補佐（早川課長補佐）　おっしゃるとおりでございます。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　それで、やはり、私は、この条例がどう運用されるのかということは、それぞれ事業者というかそういう人たちがどういう申請をしなければならないかとか、そういうことをやっぱり条例にも明記する必要があるんではないのかなというふうに思うんですよね。それでなければ、厚岸町が厚岸町の事業として受けるわけでしょう、もし申請があれば。そうでなければ、その厚岸町の事業にやっぱりきちんと明記しなければならないと思うんですよ。それをしなくてもいいという理由は何なんですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　たびたび、お時間をいただきまして申しわけございません。ご説明をさせていただきます。
申請等の手続につきましては、児童福祉法第34条の15と、こちらのほうで今までと同

じく申請なりの手続があります。その部分については、今回、町条例のほうには委任されておりませんので、これは従前のままの手続という形になります。今回この条例で規定させていただくのは設備と運営に関する部分の基準だけでございますので、その申請等については、今までと変わってない内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　分かりました。それで、この家庭的保育事業の今度は、職員の問題でちょっとお伺いいしたいんですけれども、家庭的保育事業について、さまざまな基準がありますよね。それで、小規模保育だとか、それから居宅訪問だとか、事業所内保育だとか、それぞれにあるんですけれども、この職員について、それから先ほど初めにも、課長補佐が答弁されておりましたけれども、保育士がどうしても必要な事業所、あるいはそうでない事業、これはどういうふうに基準として考えているのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたしたいと思います。この説明資料の７ページをごらんいただきたいと思います。

７ページの上段に職員の規定が載っております。小規模Ａ型、一番左になりますけれども、これについては保育士が必要となっております。真ん中の小規模Ｂ型、これにつきましては保育従事者、これは保育士でなくてもいいと、保育士または町長が行う研修等を終了した者という形で、必ずしも保育士でなくてもいいとなっております。その右の小規模Ｃ型につきましても家庭的保育者、これは６ページの一番上のほうに家庭的保育事業のところにも載っておりますけれども、これも町長が行う研修等を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者ということで、必ずしも保育士でなくてもいいという形になっております。その下にも、家庭的保育補助者になっていますので、その下に６ページの職員のポツの二つ目に家庭的保育士補助者となってまして、町長が行う研修等を終了した者ということでありますので、必ず保育士がいなければならないのは、小規模Ａ型というふうになっております。

すみません、説明が不足しておりました。小規模Ｂ型につきましては、７ページに記載しておりますけれども、保育士の割合は２分の１以上となっておりますので、必ず例えば、３人であれば２人は必要と、２人であれば１人が必要という形になります。あとのものについては保育士の資格は要らないという形になりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　あの、規模によって保育士の資格ある。ですから、一定人数を超えれば、やっ

ぱり保育士の資格がある人が必要なんだと。それから、町長が行う研修とか、こういうものが修了したそういう人が従事することができるというふうになっていますけれども、結果的には、そうするとこの事業を行うには、やはり保育士の資格か研修等を行った、そういう職員を抱えた事業所でなければ、これはできないんだというふうに考えていいのか、それとも、例えば個人的に居宅あるいは訪問のサービスを行いたいという人は、この事業を立ち上げることはできないのかどうなのか、そのあたりはどうですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、その規模によりましてこの規定がございますので、例えば、Ａ、Ｂについては、保育士が最低限度基準どおりいなければならないというふうになっております。ただ、Ｃ型については保育士がいなくてもいいという形になっております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　いやいや、そういうことは分かりましたので、ですから、今度は、例えばこれを見ますと、居宅訪問型保育事業というのは、職員は家庭的保育者となっているでしょう。保育士ではないんですね。ですから、この家庭的保育者というのはどういうのを指すのかちょっと分からないんだけれども、それだとか、小規模のＣになって、ここには家庭的保育補助者っていうんですけれども、こういうふうになってくると、保育従事者とまた違う、保育従事者というのは一定の研修を修了した者というふうになっているんですけれども、この小規模Ｃ型だとか、家庭訪問型保育事業については家庭的保育者になっているんです。そうすると、こういう事業はどういう資格、保育士だとかそういう資格がない人でも事業を立ち上げることができるのかどうなのかということを聞いているんですよ。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　ご説明申し上げます。

委員おっしゃられた、家庭的保育者、家庭的保育補助者、言葉的にちょっとわかりにくいということなんですけれども、先ほどもご説明したとおり６ページの家庭的保育事業の中に、家庭的保育者と書かれてまして、そこに町長が行う研修等を修了した保育士、保育士同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者と。その下に家庭的保育補助者につきましては、町長が行う研修等を修了した者というふうに規定されていまして、このような条件に合った者であれば、ここの例えば居宅型保育事業であれば、この職員というか対象職員になり得るという形になります。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　この町長が行う研修というけれども、これはどういう場で行うんですか。例えば、一定時期にそういう研修を行いますから希望者は集まってくださいとか、申し込んでくださいとか、そういうことをやるんですか。そして、それとも一定程度どこかの保育所に行って、そういうことを研修してくださいと、指定する施設等で研修を行うことを義務づけるとか、そういうことでいいのですか、どういうことなんですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。
　まず、町長が行う研修と私がご説明申し上げましたけれども、詳しくは町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修というふうに規定をされております。その内容につきましては、今お話ししたとおり、この家庭的保育者というのは、国の規定する７科目で計18時間以上の現任研修を受けた者というふうになっております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　これは、どういう時期に受けるのか、それから例えば、この釧路管内だったらどこか１カ所でこういうことをやるとか、そういう機関だとか、そういうものというのは設けられているんですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後２時20分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　大変長時間、時間を費やしまして申しわけございませんでした。お答え申し上げます。
　今、北海道の状況を確認ををさせていただきました。北海道では現在開催をされている様子はございません。全国の例を確認しましたら、平成26年度につきましては、関東と関西で二つの会場というか二つのブロックで行っております。関東は東京周辺で何市かにわたりまして会場として行っております。関西では京都のほうで行っております。先ほど申しましたとおり、全18時間のカリキュラムの中で行うということで、現在確認できる部分につきましてはこのようになっております。
　この改正に当たりましては、講師を呼びまして、この２会場でやっている部分につきましては、ＮＰＯ法人の家庭的保育全国連絡協議会のほうから講師を招いて研修をやっているというような状況になっています。これから北海道のほうでも制度が定着して需

要が出てくれば、そのような開催を北海道でもなると思われます。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　結果的には、この近郊ではそういう講習を受けることができないということですね。

それと、この資料なんですけれども、これ町長が行うとなっているんですよね、研修を。だけれども、この条例のほうでは町長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修となっているのです。これはやっぱりちょっと直すべきではないのかなと、こちらのほうを。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　申しわけございません。

資料のほうの記述の仕方が不適切でありますので直したいと思います。条例と同じような形に資料のほうを訂正をさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　他にございますせんか。

３番、石澤委員。

●石澤委員　ずっとこれ読んでますと、保育士の健康とか、それから子ども達の虐待の問題とか、そういうのをちょっと項目並べてますけれども、虐待の防止とか衛生管理とか、食事の提供等々上がっていますが、家庭的保育の中で、さっき言ってました保育士の関係もあるんですけれども、これは認可じゃないですよね認可保育所、町としてそこに認可をするという形になるんですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩します。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　たびたび、時間をとって申しわけございません。この事業につきましては、町が認可する事業ということで、今の認可保育所とは別のものです。認可保育所になると、また別なので、町が認可する事業という形になります。

●委員長（佐藤委員）　３番、石澤委員。

●石澤委員　それで、今、全国で認可外保育所と認可保育所の割合で、このゼロ歳児の保育の中で、事故の件数が全国的に言いますと、厚生労働省が出している死亡事故件数が認可の場合４件、認可外、保育士３分の１という形で１５件発生しているんですよね。しかもゼロ歳児です。ゼロから３歳児までの間の子ども達が、そういう事故が起きています。そういうことをここで、それに対して防止みたいなことを今後つくっておかなくていいのかなと思うんです。もし事故があった場合、どの施設に入っても、厚岸町の保育所の場合はそういう何かあったときの災害共済給付の対象になっているんですか、厚岸の認可保育所の場合は。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　厚岸の認可保育所につきましては、日本スポーツ振興センターの保険に入っておりますので、何か事故がありましたときには、そちらのほうの給付を受けるという形になってございます。

●委員長（佐藤委員）　３番、石澤委員。

●石澤委員　それでですね、この家庭的保育所、小規模保育所を民間でやった場合にもそれに入るということを対象外でなくて義務づけるようなことの項目をここに入れていかなくていいのかなと思うんですけれども、どうですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩します。

午後２時29分休憩

午後２時32分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　たびたび、申しわけございません。今ご質問のあった損害賠償の関係ですけれども、一応これから上程される議案第39号の第32条に事故発生の防止及び発生時の対応ということで、そこで損害賠償を行わなければならないという形で規定をされております。ということは、そこで当然事業者は保険に入って、そういう対応をとるというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員）　ほかにございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、次に、77ページから79ページにかけての第２章、家庭的保育事業です。条文は第22条から第26条までとなります。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、同じく79ページ、第３章、小規模保育事業に入ります。第１節小規模保育事業の区分です。

条文は、第27条でございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、同じく79ページから82ページにかけて第２節、小規模保育事業Ａ型です。

条文は、第28条から第30条までとなります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、同じく82ページから83ページにかけて第３節、小規模保育事業Ｂ型です。

条文は、第31条から32条までとなります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、同じく83ページから84にページにかけて第４節、小規模保育事業Ｃ型です。

条文は、第33条から第36条までとなります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、84ページから85ページにかけて第４章、居宅訪問型保育事業です。

条文は、第37条から第41条までとなります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、85ページから90ページにかけて第５章、事業所内保育事業。

条文は、第42条から第48条までです。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、次に、同じく90ページ附則です。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　次に、議案書92ページ、議案第38号　厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。
第１条、趣旨、ございませんか。
12番、室﨑委員。

●室﨑委員　ここでタイトルとなってます放課後児童健全育成事業の設備とありますが、これは現在厚岸町にある二つの児童館、これを指すというふうに考えてよろしいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えいたします。
放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブという意味でございますので、今、町で二つの児童館で各事業をやっておりますので、そのように児童館を指すというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　基礎知識がないもんで申しわけないんですけれども、そうすると、この放課後児童健全育成事業というのは児童館で行っているものの全てではなくて、その中の児童クラブという事業だけが育成事業に当たるということですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（佐藤委員）　他にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。
第２条、定義。ございませんか。
12番、室﨑委員。

●室﨑委員　児童館条例のところで児童の定義というのをお聞きしたときに、18歳までの人というか児童というか、全部当たるという話でした、18歳未満。この育成事業のときにはそうではなくて、おおむねでしたか、６条の３というのになるわけですね、そうすると、これは小学校に就学している児童年齢からいうことになりますね。そうすると、その何とかクラブというものの事業を小学校に就学している児童を対象として行う事業であると、そういうふうに理解すればよろしいですか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　そのとおりでございます。

●委員長（佐藤委員）　他にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。
第３条、最低基準の目的等。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第４条、最低基準と放課後児童健全育成事業者。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第５条、放課後児童健全育成事業の一般原則。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第６条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策。ありませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第７条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第８条、放課後児童健全育成事業者の職員の知識と技能の向上等。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第９条、設備の基準。
12番、室﨑委員。

●室﨑委員　ここに、面積要件が入ってくるんですけれども、現在もう既に手狭になってきているというふうな話は聞いておりますが、面積要件はきちんと確保されてますか。それから、これはこの条例の話のときの結論ではなかったんですが、昨日の児童館条例の話のときに、いやいや余り児童数が多くなってきたら別の場所でやるんだというような話があったんですが、前回１条のほうでお聞きしたら、この健全育成事業の設備は児童館であると言っているわけで、そんなに簡単に動かせないんじゃないかと思うんですが、その点も含めてお聞かせいただきたい。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　お答えします。
第１条の部分の児童館を指すのかというご質問で、児童館を指すというふうにお答えいたしました。現在やっている２クラブについて今の児童館がやっておりますので、そこに当たるとお話ししましたけれども、新しくきのうお話しした部分でどこかの違う施設とかを使ってやる場合には、そこも対象になるということでございます。それと、現在この施設設備の基準につきましては、満たしているという形になってございます。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　満たしているって、１人当たりおおむね何平米ぐらいなんですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時51分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　たびたび、申しわけございません。お答えいたしたいと思います。
面積の子ども１人につきの大よその値ですけれども、平成25年の利用人数を割り返しますと、遊友児童館が3.9平米、子夢希児童館が若干人数が少ないものですから5.4平米という数字になってございます。それで、こちらの条例のほうには１人につき、おおむね2.65平米となっておりますので、この中では基準を満たしているという形になってございます。

●委員長（佐藤委員）　９条、他にございますか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。
第10条、職員。
12番、室﨑委員。

●室﨑委員　10条は、非常に長い条文ですよね。それで次のページの３項の９号、その上のほうの号は全部明確なんです。ところがここだけは、いわゆる規範的条文とでもいいますか、町長が適当と認めた者となっているのですね、これは適当と認めるための手続、基準、それはどういうふうになっているんですか。

●委員長（佐藤委員）　３時半まで休憩します。

午後２時52分休憩

午後３時30分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。

●委員長（佐藤委員）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時33分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長）　時間を費やして申しわけございません。お答えしたいと思います。
２年以上の放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者という部分はどういう内容なのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、例えば放課後こども教室などに従事していた者のほか、地方公共団体ですとか民間団体が実施します児童の遊びの場を提供するような内容の事業、さまざまありますけれども、これらのものに従事していた者という考えでございます。それで従事した者であって、町長が適当であると認めた場合というふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　かつてですね、何々であって、町長が特に必要と認めた場合とか、認めた者とかが、条例のあっちこっちにあってそのままでは解釈を欠くおそれがあるということで、それを規則なり何なりで基準をつけましたよね。そして整理をやりました。それが今回、またこういうような形で町長が適当と認めたものという規定を置いて、規則やそういうところでこれを担当者によって解釈が変わることのないようにという手当てはしないんですか。

●委員長（佐藤委員）　休憩します。

午後３時36分休憩

午後３時38分再開

●委員長（佐藤委員）　再開いたします。
副町長。

●副町長（大沼副町長）　時間を費やし申しわけございません。
この号の解釈について厚生労働省の児童家庭局長からの通知が実はございます。これは先ほどのように明確に規定できるものと、通知を見ますと、読ませていただきますが、「放課後児童健全育成に類似する事業に従事した者とは、放課後、子ども教室に継続的

に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的なかかわりを持った経験のある者を言う。」というようなことで、この10条３項各号、要するに９号以外に規定するような明確な規定の仕方というか、解釈運用に関する通知というのがなされていないんですね、実は。いやいや、それだと例えば担当者によって、解釈運用の仕方が違うのではないかという疑念を持たれるということでありますけれども、なかなかそれをきちんと文言で規定できるかと言うと、いささか心もとないといいますか、なかなか難しいというふうに考えます。

ただ、いずれにいたしましても、どういうケースをもって町長が認めるかどうかというようなことについて、もう少し勉強をさせていただいて、どういう手法がいいのか、それらもあわせて少しく検討の時間をいただきたいというふうに感じております。

●委員長（佐藤委員）　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　検討していただくということで、そこのところをお願いしたいです。これ私のほうからの提言なんですが、ここにだけ町長が適当と認めた者とつけなくてもいいんじゃないかと、いうのはその前のほう、どこどこを卒業した者とか、認められた者とかいろいろありますよね。であって、不適当な者って書いてあるわけじゃないわけですから、みんな適当と認めた人しかいないわけですよ。そういると、ここのところはもういわゆる２年間以上の実務経験のある人を言っているわけですよね。だから、それだけでもいいんじゃないのかなという気もしないてもないんです。

それから、結局はあれでしょう、この支援員という人の資格をこういうふうに言っておくということは、最終的には、この健全育成事業というのは実際には町がやっているわけですから、そこでも採用のときに、こういう資格がある人でないと使えないということを意味していると思うんですよね。そうすると、そのときにこういう資格がある人が来たからって全員が自動的に採用されるわけじゃありませんので、そこで、その中の適当な人を選ぶのはこれはわかり切っていることなんですよ。そういうようなことも含めて、余り規範的文言を入れないでもできるんでないかという気もいたしますので、ただ、今、いろいろ検討をするということをおっしゃってますので、せっかくであるならば、ぜひよりよいものにしていただきたいなと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員）　副町長。

●副町長（大沼副町長）　前段のお話はまさしくそのとおりで、例えば、町の保育士なんかを採用する場合にも、保育士という資格の取得者であれば無条件に採用するというようなことは、これも行ってきておりませんし、当然そういう判断が必要になってくるだろうというふうに思います。後段の部分については、おっしゃられたことを念頭に置きながら、少し検討をさせていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員）　ほかに、10条、ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、進みます。

第11条、利用者を平等に取り扱う原則。

第12条、虐待等の禁止。

第13条、衛生管理等。

第14条、運営規定。

第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿。

第16条、秘密保持等。

第17条、苦情への対応。

第18条、開所時間及び日数。

第19条、保護者との連絡。

第20条、関係機関との連携。

第21条、事故発生時の対応。

附則第１条、施行期日。

ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　第２条、職員に関する経過措置。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　次に、議案書99ページをお開きください。

議案第39号　厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。
議案第39号では、逐条ではなく章で進めてまいります。
第１章、総則です。99ページから101ページまでとなっております。
条文は第１条から第３条まで、ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、101ページ、第２章、特定教育保育施設の運営に関する基準です。第１節、利用定員に関する基準でございます。
条文は第４条となります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、102ページから112ページ、第２節、運営に関する基準です。
条文は第５条から第34条までございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、112ページから114ページにかけて、第３節、特例施設型給付費に関する基準です。
条文は第35条から第36条までとなっております。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、114ページ、第３章、特定地域型保育事業の運営に関する基準です。第１節、医療定員に関する基準でございます。
条文は第37条となります。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、115ページから120ページにかけて、第２節、運営に関する基準です。
条文は第38条から第50条までとなります。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　次に、121ページ、第３節、特例地域型保育給付費に関する基準でございます。
条文は第51条から第52条までとなっております。ございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、附則です。附則の第１章、総則。
　条文は第１条から第５条までとなってございます。ございませんでしょうか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　総体的にございませんか。
　12番、室﨑委員。

●室﨑委員　厚岸町が行っている認可型保育所については、これとは別だとは思うんですが、地域保育所と言いましたか、自治会ですとか、あるいは地域の方々の人数が少なくなったというので、保育所もできないようなことで、現在保育所を町の支援を受けながらやっていますよね。それはこの条例とは何らかの関係を持ちますか。

●委員長（佐藤委員）　保健福祉課長。
●保健福祉課長（高橋課長）　関係は、ございません。関連はございません。

●委員長（佐藤委員）　よろしいですか。
　他に、総体的にございませんか。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
　お諮りいたします。
　本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員）　異議なしと認めます。
　よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員）　以上で、条例審査特別委員会に付託をされました、議案第33号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか、６件の審査は全部終了いたしました。
　よって、条例審査特別委員会を閉会させていただきます。

午後３時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成２７年３月１２日

平成27年度条例審査特別委員会

委 員 長

副委員長